

平成27年度計画

独立行政法人海技教育機構

独立行政法人海技教育機構 平成27年度計画

作成 平成27年 4月 1日
変更 平成27年 4月20日
変更 平成28年 1月29日
変更 平成28年 2月26日

国土交通大臣が定めた独立行政法人海技教育機構（以下「機構」という。）の中期目標を達成するため、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条に基づき、機構の平成27年度計画を以下のとおり定める。

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 組織運営の効率化の推進

グループウェアの検証の結果判明した、ファイル共有機能の制限等の改善に取り組むとともに、情報の格付けや漏洩防止など積極的な有効活用を含め、情報セキュリティポリシーを踏まえた運用体制を構築し活用する。

外注している各学校の給食業務について、契約形態を見直す。

また、他の業務内容を見直し、アウトソーシングの活用により、効率化を図る。

(2) 人材の活用の推進

航海訓練所、船員教育機関、海運会社及び海事関連行政機関等と10名以上の人事交流を図る。

また、外・内航業界とも船員不足が深刻な中で、教員採用の多様化、教員の質の向上を図るため、教育学部系学生に対する教員の募集活動を行う。

(3) 業務運営の効率化の推進

① 一般管理費について、中期目標期間の最終年度であることから、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額）の6%程度に見合うよう経費を抑制する。

② 業務経費について、中期目標期間の最終年度であることから、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額）の2%程度に見合うよう経費を抑制する。

また、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「平成27年度独立行政法人海技教育機構調達等合理化計画」の取組を着実に実施することにより、契約の適正化に努める。

③ 税理士との顧問契約により、税務書類の作成及び消費税に係る業務の効率化を図る。

さらに、校内練習船などの管理業務については、引き続き機構職員が

行うとともに、経費の適正性の検証を行いながら抑制に努める。

また、各学校練習船が同一時期に同一仕様で建造されていることから、各学校の故障事例を全校で情報共有し、故障の発生を抑制することによって、経費の節約を図る。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 海技教育の実施

① 資格教育

イ 入学定員

海技課程本科（以下「本科」という。）及び海技課程専修科（以下「専修科」という。）の資格教育については、海運業界等からの要望、求人状況及び応募倍率の推移等により、本年度の入学定員を380名とする。

今後の入学定員については、海運業界の船員の需要等を見極めた上で、適正な定員について検討を行う。

ロ 即戦力化

本科及び専修科の教育について即戦力化を図るため、内航船員教育訓練プログラムに基づき作成した視聴覚教材や改訂教科書を使用し、教科指導の充実を図るとともに、安全環境の整備、保護具着用の徹底等、海運業界からの要望が強い安全教育の充実を図る。

また、教育効果を高めるため、関係機関と調整の上、学習指導要領の見直しを実施する。

ハ 合格率

資格教育については、補講等の自主講座及び模擬試験、個別指導に加え、学力レベル別の学習指導について基礎部分を重視した取組を行うとともに、早い段階からの問題集の配布や授業や朝礼等機会あるごとに航海・機関両方の資格取得の意識付けなどを実施することにより、海技士国家試験の合格率を、専修科及び海技専攻課程海上技術コース（以下「海上技術コース」という。）においては、90%以上、本科においては75%以上とする。

② 実務教育

海技士資格取得以外の講習等については、引き続き、海運業界のニーズの把握に努め、講習内容の改善を図る。

受講料については、受益者負担の観点から、受講者数等の傾向を分析した結果、引き上げを行い、適正な負担を確実に求めていく。

③ 水先人教育

水先人会及び各水先区水先人会等との関係者と連携を図り、養成人数及び水先教育に求められるニーズの把握に努め教育内容の改善を実施する。

今後の法令改正等に対応できるよう、検証結果の蓄積に努める。

操船シミュレータの実習により受講生の操船技能を分析するとともに、各水先人区ごとに行われていた操舵号令等の全国統一化の検討を行う。

④ 資質教育

本科及び専修科においては、挨拶や清掃などの寮生活における指導をとおして集団生活への理解を深めさせるとともに、寮生活アンケート及び保護者アンケートの検証結果を、生活指導や生活環境の改善に反映させるなど、きめ細やかな取組を行うことにより船員としての資質の涵養に努める。

また、各学校において、危険薬物使用の危険性、違法性を、警察署、保健所等と連携し、生徒・学生に指導徹底を図る。

本科においては、保護者会を定期的に年2回以上開催するとともに、ホームページや学級通信をとおして保護者との連携を強化することにより、生活指導の充実を図る。

また、前年度に作成した船員としての心得についてのテキストを使用し、船員としての素養の充実を図る。

⑤ 就職率

企業訪問先の新規開拓等これまでの求職活動を継続的に実施するとともに、個人面談や就職ガイダンス、就職マニュアルによる就職指導及び早期からの就職指導の実施によって、就職に対する意識向上を図る。

また、内航海運業界の協力を得ての乗船体験（インターンシップ）を活用することにより、海事関連企業への就職率を、専修科及び海上技術コースにおいては90%以上、本科においては75%以上とする。

さらに、卒業生に対して追跡調査を実施し、その結果に基づき、就職のミスマッチの防止に繋がる取組を強化する。

⑥ 海運業界のニーズへの対応

海運業界のニーズに的確に対応した効果的な海技教育を実施するため、引き続き海運業界や船員教育・訓練機関等と10回程度の意見交換会を開催する等相互の連携を図るとともに、条約の改正に対応する講習（ECDIS、ERM等）を強化する。

⑦ 研修の実施

授業に必要な船舶運航に関する最新の知識及び技能を修得するため、本年中に延べ40名以上の職員に対し、内航乗船研修、職階別の研修等（二次研修を含む）を実施する。

今年度は、教育技能を高める研修として、引き続き航海科教員を対象にECDIS研修、機関科教員を対象とした機関開放整備研修を実施するとともに、Web会議システムを活用することにより研修の機会を増やし、研修の充実を図る。

また、昨年度から実施した職員を対象とする管理職者へのメンタルヘルスケアの講習を教頭だけでなく事務職課長も受講させるとともに生徒・学生へのケアとして教務課長も受講させる。

⑧ 広報活動等

航海訓練所の練習船の寄港や海フェスタ等地域行事への参加、各種イベントにおける外部機関との連携など効果的な広報活動を展開し、船員を目指す人材を確保するよう努める。

また、従来体験入学、学校訪問に加え、直接受験生にPRできる合同学校説明会への参加など、効果が大きい募集活動を重点的に実施する。

さらに、専修科の入学者の多くが、Webサイトから情報を得ていることから、入学者やオープンキャンパス参加者を対象にWebサイト利用状況アンケートを行い、費用対効果の高い進学サイトを選択・活用する。

(2) 研究の実施

研究の実施に当っては、海技教育、船舶の運航の分野に係る教育科目及び授業内容に関する組織的に計画した10件以上の研究を行い、その成果を教育に反映する。

(3) 成果の普及・活用促進

- ① 10件以上の研究発表等を行い、研究の成果について報告書を作成するとともに、ホームページ上で公表する（うち、5件以上は国内外での学会発表とする。）。
- ② 国内外の船員教育機関の要請に応じ、研修員を受け入れるとともに、政府機関等の要請に応じ海技教育専門家として海外へ派遣する。
また、学会等の関係委員会へ委員として派遣することにより、海技教育及び船舶の運航に関する知識・技能の活用の促進を図る。
- ③ 海事思想の普及については、一般市民を対象とする各学校の校内練習船による体験航海等を行うとともに、教育・研究成果を活用した、一般市民を対象とする公開講座等を年25回程度開催する。

(4) 内部統制の充実・強化

通則法の改正に基づき、その要件を満たすよう、内部統制に係る規程の改正、新規委員会の立ち上げを行い、内部統制の体制の充実・強化を図る。

さらに、法令遵守、モラルの維持に関する研修を繰り返し継続的に実施し、職員の不祥事防止への認識を徹底させるとともに、引き続きリスクの洗いだし及び対応についての検討を実施する。

(5) 業務運営の情報化・電子化の取り組み

グループウェアの検証の結果判明した、ファイル共有機能の制限等の改善に取り組むとともに、情報の格付けや漏洩防止など、情報セキュリティポリシーを踏まえた運用体制を構築し活用する。

3. 予算

(1) 自己収入の確保

- ① 授業料の段階的引き上げ
自己収入の更なる拡大を図るため、専修科の入学者の授業料を、月額10,900円に引き上げる。
- ② 適正な受益者負担の検討
海技大学校が行う船舶運航実務課程については、海運会社、受講者に対し適正な受益者負担を確実に求めていく。

(2) 予算（人件費の見積りを含む。）

（単位：百万円）

区 別	海技士教育科		技術教育科		その他	法人共通	合計
	海技課程	海技専攻 課程	船舶運航 実務課程	特別課程	研究		
収入							
運営費交付金	953	230	234	14	82	862	2,375
施設整備費補助金	26	13	0	0	0	0	39
受託収入	3	0	18	4	3	0	28
業務収入	96	47	80	13	0	0	236
計	1,078	290	332	31	85	862	2,678
支出							
業務経費	208	71	46	8	5	0	338
施設整備費	26	13	0	0	0	0	39
受託経費	3	0	18	4	3	0	28
一般管理費	0	0	0	0	0	210	210
人件費	841	206	268	19	77	652	2,063
計	1,078	290	332	31	85	862	2,678

〔人件費の見積り〕

年度中総額 1,541 百万円を支出する。

ただし、上記の金額は、常勤役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

(3) 収支計画

（単位：百万円）

区 別	海技士教育科		技術教育科		その他	法人共通	合計
	海技課程	海技専攻 課程	船舶運航 実務課程	特別課程	研究		
費用の部							
経常費用	1,113	299	348	34	85	866	2,745
業務費	1,049	277	314	27	82	0	1,749
受託経費	3	0	18	4	3	0	28
一般管理費	0	0	0	0	0	862	862
減価償却費	61	22	16	3	0	4	106
収益の部							
経常収益	1,113	299	348	34	85	866	2,745
運営費交付金収益	953	230	234	14	82	862	2,375
受託収入	3	0	18	4	3	0	28
業務収入	96	47	80	13	0	0	236
資産見返負債戻入	61	22	16	3	0	4	106

純利益	0	0	0	0	0	0	0
目的積立金	0	0	0	0	0	0	0
総利益	0	0	0	0	0	0	0

(4) 資金計画

(単位：百万円)

区 別	海技士教育科		技術教育科		その他	法人共通	合計
	海技課程	海技専攻 課程	船舶運航 実務課程	特別課程	研究		
資金支出	1,078	290	332	31	85	862	2,678
業務活動による支出	1,052	277	332	31	85	862	2,639
投資活動による支出	26	13	0	0	0	0	39
次期中期目標の期間 への繰越金	0	0	0	0	0	0	0
資金収入	1,078	290	332	31	85	862	2,678
業務活動による収入	1,052	277	332	31	85	862	2,639
運営費交付金による 収入	953	230	234	14	82	862	2,375
受託収入	3	0	18	4	3	0	28
業務収入	96	47	80	13	0	0	236
投資活動による収入	26	13	0	0	0	0	39
施設費補助金による 収入	26	13	0	0	0	0	39

4. 短期借入金の限度額

予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、500百万円とする。

5. 重要な財産の処分等に関する計画

なし

6. 剰余金の使途

期間中に生じた剰余金は、計画の達成状況に応じて、施設・設備等の整備、研究調査費等教育基盤の整備拡充のため使用する。

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設・設備の整備

機構の目的の確実な達成のため、必要となる施設・設備に関する整備計画を策定し、効果的な業務運営を図る。

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財源
教育施設整備費		独立行政法人海技

波方校学生寮耐震及び学生寮等建築工事	26	教育機構施設整備費補助金
海技大学校西学生寮耐震改修設計	13	

(2) 保有資産の検証・見直し

保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、保有の必要性について検証する。

(3) 人事に関する計画

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

また、総人件費についても、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を本年度も引き続き着実に実施するとともに、政府における総人件費削減の取組みを踏まえ、厳しく見直す。

（注）対象となる「人件費」の範囲は、常勤役員及び常勤職員に支給する報酬（給与）、賞与、その他の手当の合計額とし、退職手当、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は除く。

(4) 独立行政法人海技教育機構法(平成11年法律第214号)第12条第1項に規定する積立金の使途

第1期中期目標期間中からの繰越積立金は、第1期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、第2期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用に充当する。

(5) その他

船員教育の見直しに関する検討を踏まえ、必要に応じ所要の措置を講じる。

また、航海訓練所との統合に向け、適切に対応する。